



ひらた行政だより

石川地方発熱外来センターが開設されました

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱などの症状がある患者を一般外来と区別して診療する発熱外来が村内に開設されました。

◇対象患者

原則として、発熱など新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状があり、

かつ年齢が満 13 歳以上で次に掲げる方

- 石川郡内に居住・勤務・通学している
- 石川郡内の医療機関に通院している
- 帰国者・接触者相談センター（県中保健所）からの紹介がある

◇受診方法

【完全予約制】かかりつけ医や地域の診察所等を受診（電話相談）し、

「診療情報提供書（紹介状）」を発行してもらい指定された日時に受診

※健康保険証と預かり金として 3,000 円（後日精算）が必要です。

◇診療場所

ひらた中央病院駐車場内（ひらた中央クリニック裏）

◇開設期間

令和 2 年 7 月 6 日～令和 3 年 3 月 31 日 午後 1 時～午後 3 時

土日祝日を除く

お盆（8 月 13 日～15 日）年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

受診の際は必ずマスクを着用しましょう。

ご家族（濃厚接触者と考えられる方）と一緒に受診しましょう。

医療法人誠励会 ひらた中央病院 55-3333
健康福祉課 55-3119

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

村営住宅入居者募集

各村営住宅の入居者を募集いたします。募集戸数および内容は次のとおりです。

①若者定住促進住宅

☆募集戸数 3戸 木造2階建 2LDK（物置・駐輪場付）駐車場は1戸につき2台まで

☆所在地 平田村大字上蓬田字切山5番地

☆床面積 63.45㎡

☆家賃 月額38,000円

☆入居資格 1) 申込時に40歳以下の者で構成される世帯であること

2) 住宅がなく困っている者で、住宅料を含む全ての公共料金、
村税を滞納せずに納入できる者

3) 村税等の滞納をしていない者

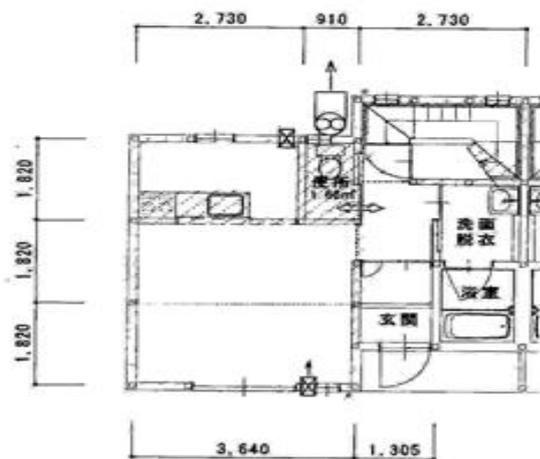
4) 申込者または同居する者が法第2条第6号に規定する反社会勢力でない者

5) 退去後も本村に定住する予定の者

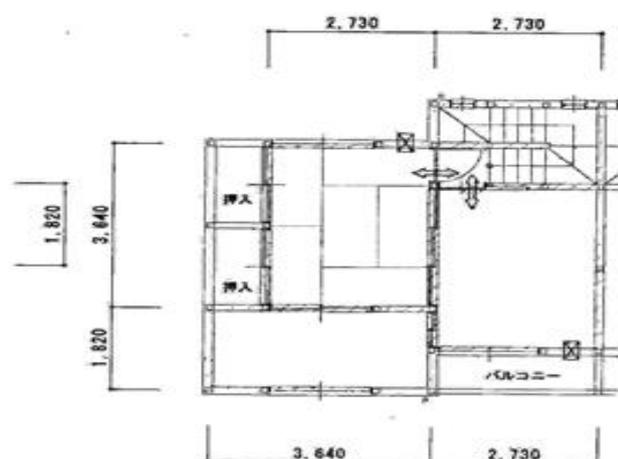
☆入居期間 入居者のいずれかの年齢が45歳に達するまで

①間取り図

1階



2階



②滝坂団地（公営）

☆募集戸数 1戸 木造2階建 3LDK（物置付）駐車場は1戸につき2台まで

☆所在地 平田村大字小平字滝坂117番地

☆床面積 81.8㎡

☆家賃 月額16,700円～（所得に応じて家賃が決定します）

☆入居資格 1) 世帯の収入が月額15万8千円以下であるもの※

※入居者及び同居人の過去1年間の所得金額の合計から、基礎控除
や扶養控除など所得税法に基づく控除額を差し引いて12で割った額

2) 住宅がなく困っている者で、住宅料を含む全ての公共料金、
村税を滞納せずに納入できる者

3) 村税等の滞納をしていない者

4) 申込者または同居する者が法第2条第6号に規定する反社会勢力でない

③滝坂団地（特賃）

☆募集戸数 1戸 木造2階建 3LDK（物置付） 駐車場は1戸につき2台まで

☆所在地 平田村大字小平字滝坂132番地

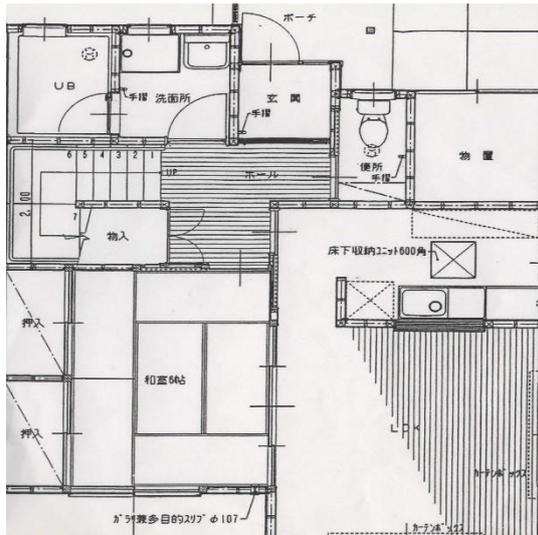
☆床面積 89.2㎡

☆家賃 月額40,000円～（所得に応じて家賃が決定します）

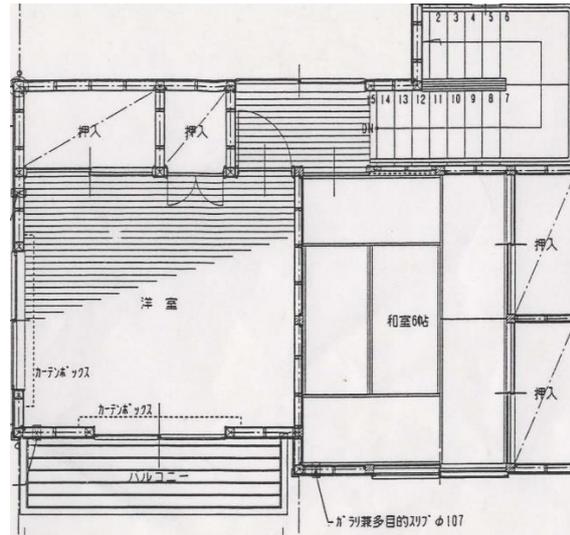
☆入居資格 1) 世帯の収入が月額15万8千円以上48万7千円以下であるもの※
※入居者及び同居人の過去1年間の所得金額の合計から、基礎控除
や扶養控除など所得税法に基づく控除額を差し引いて12で割った額
2) ~4) ②と同上

②③間取り図

1階



2階



【申込み方法】

村営住宅入居申込書に記入の上、役場地域整備課に提出してください。

申込用紙は地域整備課管理係にあります。申込みは月曜から金曜の午前8時30分から午後5時まで受付とし、土日祝日は申込用紙のお渡しのみとなります。

※各住宅ともに原則として世帯用となります。連帯保証人の設定が必要となります。

敷金（家賃3ヶ月分）を入居時に納入していただきます。動物の飼育は禁止です。

また、この他にも近日中に入居可能となる予定の住宅もありますので、地域整備課までお問い合わせください。

【申込期間】 令和2年7月13日（月）から7月27日（月）まで

【申込み先】 平田村役場地域整備課管理係

【その他】 応募多数の場合は、抽選を行います。室内をご覧になりたい方には
随時案内いたします。

地域整備課管理係 55-3116

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

STOP！！ 不法投棄

不法投棄を行うと景観の悪化、悪臭の飛散、害虫の発生などにつながり、私たちの生活環境に影響を及ぼしています。

不法投棄を行うと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金などの処罰の対象となります。

平田村でも実際に不法投棄の通報があり、原状回復させるのに多くの時間と費用がかかっています。

ごみの野外焼却は禁止されています！！

木くず、紙くず、プラスチック、ビニールなどのごみをそのまま燃やしたり、穴を掘って燃やしたりすることを『野焼き』と言い、法律で禁止されています。

ごみの家庭用焼却炉での焼却や、『野焼き』は原則として法律で禁止されており、違反すると懲役5年以下または1000万円以下の罰金などの処罰の対象となります。

※風呂焚き釜や、薪ストーブなどはごみ焼却炉にあたらぬので使用できますが、ごみを燃やすことは禁止です。

家庭で出るごみは分別し、ごみ集積所に出すようにしてください。

不法投棄や野焼きを見つけたら、下記連絡先までご連絡ください。



住民課 55-3112
平田駐在所 55-2006
石川警察署 0247-26-2191

お盆にかかるし尿汲み取り等について

お盆前（8月13日まで）の「し尿汲み取り」の申込みは、
7月22日（水）の17時で締め切ります。

大変混雑しますので、早めにお申込みください。

（都合によりお盆明けになる場合もあります）

お盆明けは、8月17日（月）から汲み取り収集します。

※し尿汲み取りは、8月13日（木）から16日（日）まで休業となります。

石川地方生活環境施設組合 26-2784
住民課 55-3112